

# まちネットニュース

社会教育の推進

まちづくりの推進

環境保全の推

73号

URL . <http://www.machi-net.org/> に同時掲載しています。

発行責任者 NPO法人・まちづくりネットワーク

小池 貞三郎

〒306-0041 古河市鴻巣758番地 Tel・Fax 0280 47 0033

当法人は、三菱工業株式会社の支援により設立されましたNPO認証法人です。



まちづくり・環境保全・社会教育の推進活

新しい年・・・2005年・・・

よい競争・よい共生で創造の年へ！

前72号では、04年を市場経済一辺倒による弊害をなくすための方策として「市場と文化の調和」を試み始めた年とみてきましたが、05年は調和をさらに進めるために「競争・共生のよい点を取りいれて行く方向」へ世の中が動き出す年と見られている点に焦点を置きました。

## 良い競争・悪い競争

「持続可能な経済社会」や「環境の世紀」といわれる時に、競争社会そのものが悪いと捉え易くなりますが、燃料電池車などの開発に見られるように動機づけを与えて競争を促進することは、人類にとっては「良い競争」です。  
一方、有限である自然資源など公共性のあるモノを競争で確保するなら「悪い競争」と評価されても仕方のないことです。

## 良い共生・悪い共生

21世紀に入ると、「競争社会」から「共生社会」への移行が期待されつつあります。この「共生」という用語は、生物学の用語であることはご存知の通りですが、この「共生」には、次のような2種類の形態があるといわれています。(註1)

- (1)一緒に生活している異種の生物が、お互いに利益を受けながら共存共栄する形態の**相利共生**(または**共利共生**)
- (2)片方だけが利益を受ける形態で、経済的には「搾取」に相当する**片利共生**。  
さらに一方が他方に害を及ぼす場合には、「**寄生**」と呼ばれます。

## IT革命を経て共生社会へ・・・

本紙65号では、情報化社会では、量より質、モノやサービスの多様化・高付加価値が求められ、創造活動が生産活動の中心になり、こうした情報価値の源泉となる「知識や知恵」を生み出す情報現場を「**情場**」と表現されるようになったことを取り上げました。今、この「情場」が次のような過程を経て共生社会への移行に大切な役割を果たそうとしていることが指摘されています。

(2面に続きます。)

( 1面からの続きです。 )

情場では、交流(コミュニケーション) → 連帯(コオペレーション) → 創造(クリエイション)の流れが・・・  
最初に・「交流(communication)」で、そこから様々な人や企業や機関の交流が始まります。  
次には・「連帯(cooperation)」の中から目的・情報・行動・感動の共有が生まれ、従来の境界を越えた協働と競争から新しい考え方や活動が生まれます。  
最後に・「創造(creation)」で、交流や連帯から創造的な風土や意識が芽生え、新たな知識や知恵が生まれます。(註2)

「良い競争」「良い共生」で、持続可能な社会づくり・・・

企業をはじめ市民団体などあらゆる組織はモノ又はサービス、知恵などを造る生産活動がその存立を左右します。その生産活動の中心に「情場」が位置し、その「情場」で生まれる「良い競争」「良い共生」が機能して「持続可能な社会づくり」が期待されています。

【(註1.2) 発行者・財務省印刷局 書籍名・「知」の文明 著者・丹下 博文 氏 より引用・参考】

まちづくりの推進活動



## お知らせ

今年も古河市の<香りのまちづくり事業>の一環として、  
下記の講演会が古河市・まちづくりネットワーク・古河市香り友の会の共催で行われます。  
お知り合いの方にもお知らせ下さい。

### 香りのまちづくり講演会

テーマ：花と人のまちづくり

お話をしていただく方：福田 具可 先生

(財)日本花の会 まちづくりアドバイザー  
全国花のまちづくりコンクール・最優秀賞受賞者



と き：2月9日(水) 13：30

と ころ：古河市福祉の森会館

参加費：無料 定員：100名



オカリナ・コンプリオのみなさんの演奏、そして香り友の会のみなさんの手作り香りグッズのプレゼントもお楽しみ!

お申し込み・お問い合わせ先：古河市地球環境課 TEL0280(22)5111  
まちづくりネットワーク TEL0280(47)0033



## 試して見ませんか・・・漢字読み取りテスト

－ その5 －

漢字読み取り10題・・・10点満点で・・・あなたは何点ででしょうか・・・

勇往邁進

鯰

凍原

蛹

斜眼

粘稠

逆鞘

兌換

土筆

爪音

(正解例は4頁の下欄に掲載しています。)

今の動き

介護保険制度・見直し後の  
介護サービスの流れは・・・こうなる・・・

介護保険制度は

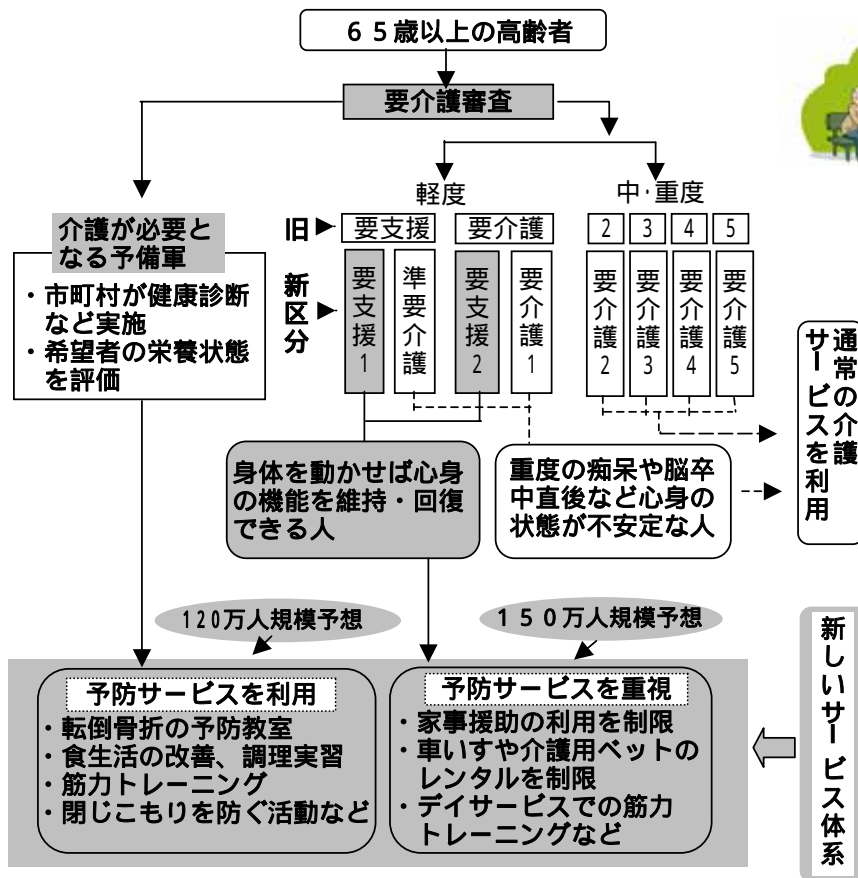
高齢化が急ピッチで進み、国の施策の下で「お年寄りの介護は家庭で見る」から「社会で見る」という「介護の社会化」へと仕組みを変えて、介護保険制度を2000年4月に発足。原則的に65歳以上を給付の対象にして、制度そのものを5年毎に見直すことを法律で決めています。保険の利用者が当初の予想を大幅に上回り、保険財政上の対策の一つとして、一定の条件の下で、筋トレを制度に取り入れることで、介護対象者の増加を防ぐ案が出された。

——— 今年10月からは新たな段階が予想されます。 ———

今月(1月)の通常国会に法案が提出され、10月から段階的に実施される予定の介護保険制度で関心を集めている保険給付の抑制策では、

影響を受ける人は、少なくとも200万人を超えるとみられています。要支援・介護1の該当者で、150万人規模の人が家事援助の制限を受け、筋トレなどの予防措置に比重を移すことが求められると想定されています。特別養護老人ホームなどの入居者で食費や住居費の全額を自己負担することになる人は75万人程度と見られます。

予想される・・・介護サービスの流れ・・・は



(註・上記流れ図は日本経済新聞04年12月24日より引用)

当セミナーは前々号  
71号の続きとなり  
ます。ご了承下さい。

## 市民紙上セミナー

講師・CFP・高橋 昭夫 先生  
日本ファイナンシャルプランナー協会正会員  
栃木県金融広報委員会金融アドバイザー

### 暮らしとタックスプラン(税) - その7

#### < 所得控除 2 >



#### 4) 社会保険料控除

厚生年金・健康保険・雇用保険・介護保険の各保険料、国民年金基金・各種共済組合等の掛金等(事業主負担は除く)を支払った場合、その全額が控除の対象です。

#### 5) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済の第一種掛金、確定拠出年金の加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合には、その全額が控除対象になります。

#### 6) 生命保険料控除

生命保険料の控除は「一般の生命保険料控除」「個人年金の保険料控除」の2種類があり、それぞれについて年間保険料が10万円以上で最高限度5万円の適用があります。

#### 7) 損害保険料控除

短期契約(最高3,000円)、長期契約(最高15,000円)の合計額(限度は15,000円)が損害保険料控除額となります。

#### 8) 寄付控除

「寄付金の支出額」と「課税標準の合計額×25%」のいずれか少ない金額から1万円を控除した金額となります。

#### < 税額控除 >

税額控除とは、算出した税額から直接差し引くことの出来る控除額をいいます。このため節税効果は非常に高いと言えます。

#### 1) 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)

一定の要件を満たす住宅の購入、増改築を行った場合、控除の適用を受けることができます。

#### 2) 配当控除

配当所得に関して、確定申告をして総合課税を受ける場合、算出税額から配当控除額を差し引くことができます。(法人税との二重課税を排除)

#### 3) その他、政治活動に関する寄付控除、外国税額控除等があります。

#### < 定率減税 >

1999年3月31日に公布され、各年分の納付すべき所得税から定率税を控除。  
・「その年分の所得×20%」と「25万」のいずれか少ない金額。

#### 2ページの漢字読み取りテストの正解例

ゆうおうまいしん(目的に向かって恐れずにつき進むこと) えら とうげん(ツンドラ)  
さなぎ しゃがん ねんちゆう(粘りけがあって密度が濃いさま)  
ぎゃくざや だかん つくし つまおと